北九州港　PORT OF KITAKYUSHU

「この北九州港分区図は、北九州市長の承認を得て、建築都市局都市計画課所管の測量成果を複製して作成したものである。（承認番号 令和3年度北九建都計都第 2985 号）」
「測量法に基づく下関市長承認（複製） 下都第 435 号」

令和四年三月

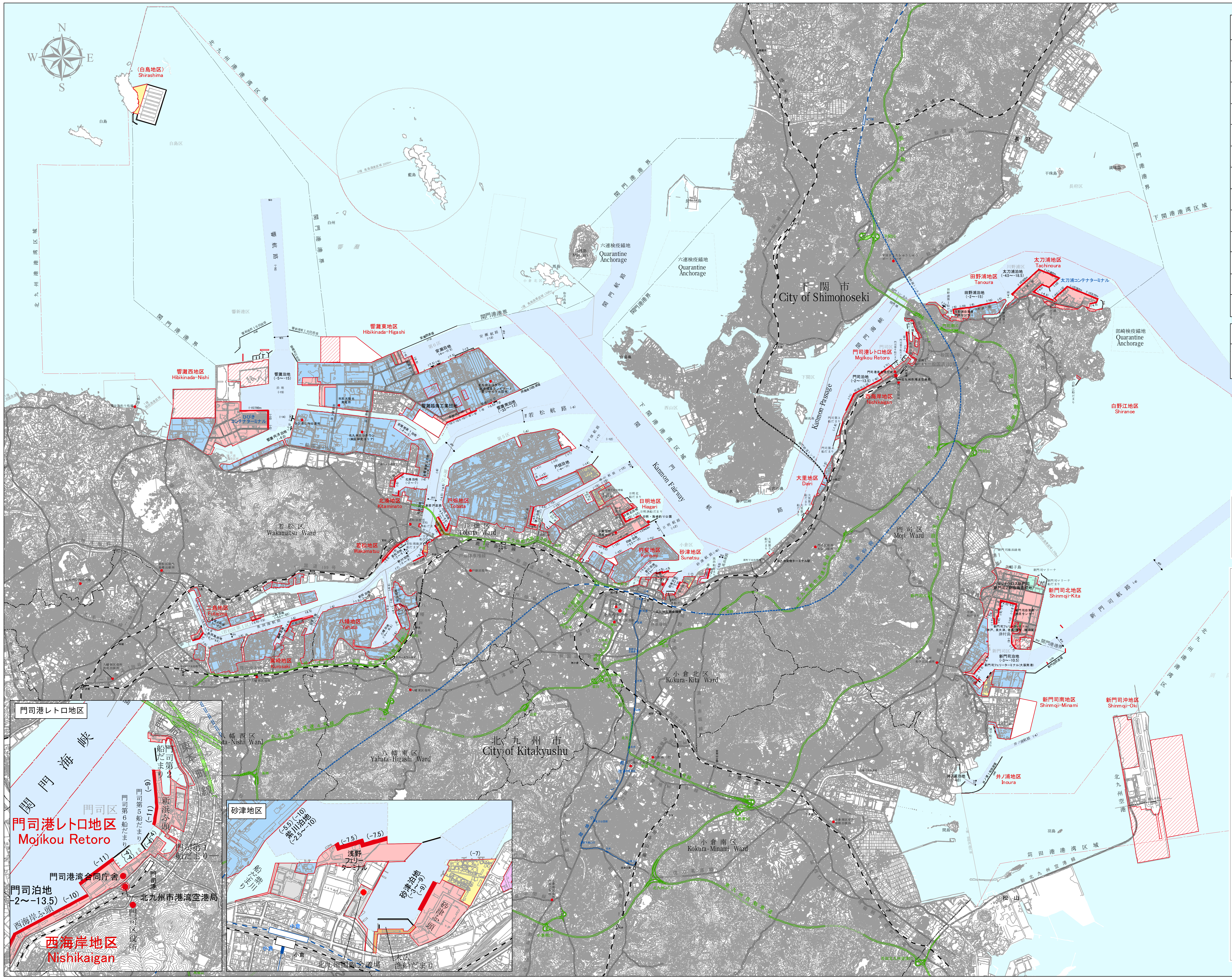
N
S
W
E
白島地区
Shirashima
響灘東地区
Hibikinada-Higashi
響灘西地区
Hibikinada-Nishi
北湊地区
Kitaminato
戸畑地区
Tobata
日明地区
Hiagari
若松地区
Wakamatsu
二島地区
Futajima
八幡地区
Yahata
黒崎地区
Kurosaki
砂津地区
Sunatsu
大里地区
Dairi
門司港レトロ地区
Mojikou Retoro
西海岸地区
Nishikaigan
田野浦地区
Tanoura
太刀浦地区
Tachinoura
太刀浦コンテナターミナル
白野江地区
Shiranoe
新門司北地区
Shinmoji-Kita
新門司南地区
Shinmoji-Minami
新門司沖地区
Shinmoji-Oki
井ノ浦地区
Inoura
六連検疫錨地
Quarantine Anchorage
部崎検疫錨地
Quarantine Anchorage
下関市
City of Shimonoseki
北九州市
City of Kitakyushu
若松区
Wakamatsu Ward
戸畑区
Tobata Ward
門司区
Moji Ward
小倉北区
Kokura-Kita Ward
小倉南区
Kokura-Minami Ward
八幡東区
Yahata-Higashi Ward
八幡西区
Yahata-Nishi Ward
Kanmon Passage
Kanmon Fairway
関門航路
若松航路
響灘航路
新門司航路
南東水道
北九州港港湾区域
関門港湾区域
下関港港湾区域
苅田港港湾区域
門司港レトロ地区
関門海峡
門司区
門司港レトロ地区
Mojikou Retoro
門司港第1船だまり
門司港第2船だまり
門司港第5船だまり
門司港第6船だまり
門司泊地
-2～-13.5
門司港湾合同庁舎
北九州市港湾空港局
門司区役所
西海岸地区
Nishikaigan
西海岸1号
砂津地区
紫川泊地
浅野フェリーターミナル
砂津泊地
砂津1号
末広漁船だまり
北九州国際会議場
小倉
1：40，000

凡　例
LEGEND

🟥	商港区 Commercial port area
🟦	工業港区 Industrial port area
🟪	特殊物資港区 Spacial cargo area(coal sand.etc)
🟧	漁港区 Fishery port area
🟨	保安港区 Inframmable cargo area
🟩	マリーナ港区 Marina area
🟩	修景厚生港区 Scenic and recreatin area
☐	将来計画 Future plan
▨	埋立造成中 Under construction
━	公共バース Public wharf
—·—·—	港湾区域 Harbor boundary
—·—·—	区境界線 Ward boundary

凡　例
LEGEND

	既 In use	工事中・計画中 Under construction on plannning	
道路	━	━	自動車専用道路 Motorway
	═	═	一般国道・県道・その他の主要道 Industrial port area

1：40，000

0　500　1,000　2,000　3,000　4,000 m

港湾法による分区の説明

分区の種類	説明
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

北九州市臨港地区内の各分区における建設可能な構築物（抜粋）

〇北九州市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和49年3月27日　条例9号）

港湾施設	港湾法第２条５項（抜粋） 二　外郭施設　防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 三　係留施設　岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場 四　臨港交通施設　道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート 五　航行補助施設　航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設 六　荷さばき施設　固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋 七　旅客施設　旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 八　保管施設　倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設 八の二　船舶役務用施設　船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設 八の三　港湾情報提供施設　案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設 九　港湾公害防止施設　汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設 九の二　廃棄物処理施設　廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。） 九の三　港湾環境整備施設　海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設 十　港湾厚生施設　船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 十の二　港湾管理施設　港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。） 十二　移動式施設　移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
商港区	(1)　法第２条第５項第２号から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。） (2)　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその付帯施設 (3)　荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設 (4)　港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他市長が指定する施設 (5)　市長が指定する保税工場及びその付帯施設 (6)　港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他市長が指定する施設 (7)　空港施設 (8)　税関、地方運輸局、海上保安部、検疫所、入国管理事務所、地方整備局、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 (9)　港湾の旅客又は商港区内の施設における事業に従事する者の利便の用に供するための飲食店、旅館及びホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。以下同じ。)、保険業の店舗、郵便局、銀行の支店、駐車場、船用品販売店その他市長が指定する便益施設
工業港区	(1)　法第２条第5項第２号から第6号まで、第８号から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設 (2)　原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業の用に供する工場、これらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの付帯施設 (3)　原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する電気事業、ガス事業又は熱供給事業の用に供する工場及びこれらの付帯施設 (4)　前２号に規定する事業その他市長が指定する事業に係る研究施設及びその付帯施設 (5)　税関、地方運輸局、地方整備局、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 (6)　工業港区内の施設における事業に従事する者の利便の用に供するための飲食店、保険業の店舗、郵便局、銀行の支店その他市長が指定する便益施設
特殊物資港区	(1)　法第２条第５項第２号から第９号まで、第９号の３から第１０号の２まで及び第１２号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。） (2)　海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその付帯施設 (3)　港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所
漁港区	(1)　法第２条第5項第２号、第４号、第５号及び第8号の３から第１０号の２までに掲げる港湾施設 (2)　漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設 (3)　漁船の修理施設及び造船施設並びにこれらの付帯施設 (4)　漁舎、漁干場その他水産物の処理に必要な施設 (5)　製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの付帯施設 (6)　網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 (7)　漁業会社、漁業組合その他市長が指定する団体又は業者の事務所 (8)　水産庁、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 (9)　冷凍倉庫、冷蔵倉庫その他水産物の保管のための施設 (10)　漁業関係者の利便の用に供するための飲食店その他市長が指定する便益施設
保安港区	(1)　法第２条第5項第２号から第6号まで及び第8号の２から第１0号の２までに掲げる港湾施設 (2)　危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設並びにこれらの付帯施設 (3)　消火施設その他の危険防止施設 (4)　給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設 (5)　消防署その他市長が指定する官公署の事務所
マリーナ港区	(1)　法第２条第５項第２号から第５号まで、第７号、第８号の２、第８号の3及び第９号の３から第１０号の2までに掲げる港湾施設 (2)　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設 (3)　海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所 (4)　レクリエーション用船舶の利用者又はマリーナ港区内の施設における事業に従事する者の利便の用に供するための集会所、クラブ事務所、海洋レジャー用品販売店、飲食店、旅館、ホテル、駐車場その他市長が指定する便益施設
修景厚生港区	(1)　法第２条第５項第２号から第５号まで、第７号、第８号の２、第８号の3及び第９号の３から第１０号の2までに掲げる港湾施設 (2)　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための博物館、図書館、公会堂その他市長が指定する施設及びこれらの付帯施設 (3)　海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所 (4)　港湾関係者又は修景厚生港区内の施設における事業に従事する者の利便の用に供するためのスポーツ・レクリエーション施設、海洋レジャー用品販売店、飲食店その他市長が指定する便益施設

北九州市港湾空港局